

第5回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日時】 令和元年12月23日（月） 10時～10時54分

【場所】 伊予市役所2階 会議室1

【出席者】

委員会委員：笹本治久、梶原辰規、武内英治、小西千鶴子、岡崎晃 以上5人

事務局：総務課（河合浩二、谷仲寿夫、坪田考宣、）

【欠席者】

橘慶子、相田春代、山内裕美

【次第】

開会

1 説明事項

- (1) 伊予市協働の指針（案）について
- (2) 伊予市協働の指針（案）及び伊予市自治基本条例の見直しの答申について
- (3) その他

2 その他

閉会

【内 容】

開会

説明事項（（1）伊予市協働の指針（案）について）

議長： それでは、議事を進行したいと思います。

議事の進行につきまして、1点お願いがございます。議事進行中の発言につきまして、挙手いただき名前をおっしゃっていただいた後、御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次第の2、議事の1、伊予市協働の指針（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、伊予市協働の指針について御説明申し上げます。

資料のほうは1及び2となっております。

これにつきましては、前回第4回のときに概要を説明させていただきまして、大きな変更点があったところについて説明させていただけたらと思います。

資料1のほうになりますけれども、大きく変更した箇所はございません。

変更した点といたしましては、1点目が、言い回しを多少変えまして、文字数を減らしたところが若干あるというところと、2点目が、見ていただいたらと思うんですけども、表紙と本文中にイラストを入れたというようなことございます。もう一点が、語句説明について、前回と比較していただいたらおわかりになると思うんですけども、本文中に語句の説明があると、見にくいという感じがあったので、1、2ページのほうを見ていただけたらと思うんですが、イラストをこういったような感じで、ページの下のほうに案内の看板みたいなものがあると思うんですが、そういうふうな形で語句の説明をしたというような感じになっております。

資料1の変更点につきましては以上でございます。

次に、資料2の概要版については、大きな変更点が4点ほどあります。資料2でございます。

1点目、4ページになりますが、協働の実施方法を追加いたしました。この内容は、前回は3ページの一番下のコメントのところなんですけども、そこに後援とか補助とか、そういう言葉だけを載せていたんですが、実際に協働をする際には、この後援とか補助とか、こういうものがどういったものなのか、ちょっとお示しいたしませんと実施する際にわかりづらいというようなことがあると思いますのでつけ加えさせていただきました。

2点目の変更点といたしましては、7ページになります。

前回、委員さんのほうから住民自治の記載があったほうがいいんじゃないかという御指摘をいただき、また本市といたしても住民自治を推進する立場でございますので、住民自治の記載をつけ加えております。これは資料1のほうの内容を省略化したものをつけているのと、あとコメントをつけさせていただいております。

続きまして3点目、ページ8になりますが、「終わりに」を追加いたしております。

これは、指針を構成する上で結びをつけると、資料としての締まりがよくなるというようなことございますので、指針に、この11の「終わりに」というものをつけさせていただきました。この内容についても、資料1のものを短くしたものをつけております。

あと4点目、同じくページの8になりますけども、語句説明を追加しております。

概要版とはいえ、主要な語句説明がないと誤った意味に受け取られる可能性もございますので、語句説明をつけさせていただきました。

以上が大きな変更点ですが、その他といたしましては、言い回しをこちらのほうも多少変えたところがあるというようなことでございます。あと、イラストも多少つけ加えております。

以上、伊予市協働の指針（案）についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 : ありがとうございます。

事務局からの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

委 員 : 住民自治という言葉を入れていただいてありがとうございます。これによりわかりやすくなると思います。済いません。ありがとうございます。

議 長 : この資料としては、もう今日でほぼでき上がりになるろうかと思っておりますので、よく目を通していただきましたらと思います。

委 員 : この協働づくりのところの資料の中に、前々回のときの資料では200人ほどの人の集団でやっていきたいというのがあったんですが、そういう数字的なものを入れるのはだめなんですか。数字が少ない資料だな、何%とか何人とかという数字が入ってない資料にちょっと見受けられるんですけど。

事務局 : よろしいですか。

議 長 : はい、事務局お願いします。

事務局 : 委員さんが言われているのは、住民自治組織をつくる人数っていうことでよろしかったんですね、たしか。

事務局 : それについては、最初に住民自治組織を立ち上げるとき、おおむね200人程度の人数で活動できるのを想定してるんですけども、逆にその人数を表に出してしまうと、今度それが固まってしまうと、もうちょっと小さい規模でとか、今度大きくなり過ぎると割ってくださいとかという御案内をしないといけなくなります。事務局としては、目途としては200人程度なんですけど、ある程度柔軟に対応するという意味合いで、余り数的なところは表に全面には出さないようにという考えではおるんです。基本は小学校区単位なんですけど、小学校区単位といいましても、旧の伊予地区と中山、双海になると、それもまた人数的なものが大分変わってくるんで、あくまでも目安という感じで考えておるといところでございます。

議 長 : よろしいでしょうか。

- 委員 : じゃあ、その目安っていう言葉をどこかに入れてもらったら。
- 事務局 : 今つくってるのが小学校区単位をおおむねというのが。
- 委員 : 目安というのは入っとるんですか。
- 事務局 : はい。
- 委員 : ありがとうございます。
- 議長 : よろしいでしょうか。
- 事務局 : 今、協働の指針自体には入ってないんです。もし小学校区単位とかそういった目安をとるのであれば、ちょっと一度協議をさせていただけたらと思います。
- 委員 : 概要版には入っとるんですか。
- 事務局 : 概要版にも、本文の資料1のほうにも人数とかそういったようなものは入れてはないんですが。
- 事務局 : どんなものかというのを示すためには、ある程度規模的なものもあったほうがいいかもしれませんので、多分紙面も若干あるから、余りだらだらと書いてしまうといけないから。
- 事務局 : 交付金の概要という部分で、この……。
- 事務局 : 対象団体のところに入れたら、いいんじゃないかな。
- 事務局 : 対象団体のところですね。おおむね200人以上……。
- 事務局 : 小学校区単位で何人ぐらいを想定していますぐらいで。
- 事務局 : その下の注記。住民自治組織の注記の中に一言足すかということで。
- 議長 : それでは、概要版に入れていただくという形で、事務局のほうで対応をよろしくお願いいたします。
- 議長 : あとはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 説明事項（（2）伊予市協働の指針（案）及び伊予市自治基本条例の見直しの答申について）
- 議長 : 続いて、議事の2、伊予市協働の指針（案）及び伊予市自治基本条例の見直しの答申について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 : それでは、伊予市協働の指針（案）及び伊予市自治基本条例の見直しの答申について御説明を申し上げます。
- 資料につきましては、資料の3及び4になります。
- 議事1からの流れもございますので、最初に伊予市協働の指針（案）の答申についての説明を行い、続きまして伊予市自治基本条例の見直しの答申について御説明を申し上げたいと思います。

それでは、伊予市協働の指針（案）の答申について説明いたします。

資料3をごらんください。

ここでは、協働の指針の中身については、先ほど御協議いただきましたので、答申書についてのみ御説明申し上げたいと思います。この答申書の概要につきましては、冒頭において、平成31年3月15日、こちらが第2回の委員会になるんですが、本委員会に市長から諮問がございまして、審議した結果を別添の通り答申しますというような内容になっております。

次に、本市における協働の位置づけとして、伊予市自治基本条例や伊予市の第2次総合計画の位置づけから、協働が重要な役割を担っていることをお示ししております。

次に、伊予市自治基本条例の施行状況調査や市民満足度調査の結果から、施策各般において取り組みがされている一方、協働が市民の間に浸透していないという実態があったことを書いております。

次に、少子・高齢化など地域コミュニティの維持が困難になっていくことから、この概要の指針の策定がきっかけとなって、まちづくりが推進されることを要望する旨の内容を書いて、最後に附帯意見、こちらちょっと読み上げさせてもらうんですけども、1番、この指針を広く周知し、より一層の市民参画と協働を促進させること。2、新しい公共を拡充していくため、市民と行政の役割を見直すことも含め、協働のあり方を市民とともに継続していくことという附帯意見をつけて答申書としております。

以上が答申書の内容となっております。

なお、本委員会において審議していただいた後、答申書と、この1枚の答申書ですが、別添の協働の指針（案）及び協働の指針（案）の概要版を添えまして、市長に答申する予定となっております。

なお、協働の指針の最終的な形については、最初に今年の第2回のときにいただいている諮問の文書と、今回見ていただきます答申書、それと委員さんの名簿をつけまして、最終的な形として出すようにしております。名簿のほうにつきましては、資料4になるんですけども、資料4をあけていただいて4ページです。委員の名簿というのがあると思うんですけども。資料4の冊子のほうです。委員さんの名簿をつけているんですけども、公表する際には、この委員さんの名簿もつけて公表するというような形になっております。また御確認いただいて、ちょっとこれ違ふとかというようなところがあったら、また後でいいので教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員： これ、委員長さんが一番上になってないのは。何かあるんですか。

事務局 : これちょっと、いろいろ見てたら、なっていないところもあったんですけど、それは決まりはないんで、委員長さんのを上に、副委員長さんはその下という形でも大丈夫です。

議長 : 多分、気を使って言ってもらったんかと思うんで、このままで結構です。ありがとうございます。私、まちづくり郡中、伊予商工会議所のほうがええんやない、どっちがいいのかな。この委員会としてはどっちがええんかなあ。

事務局 : 市民団体ということでお願いしてまして。

議長 : それでは、まちづくり郡中のほうがいい。わかりました。了解しました。

委員 : 済いません。まちづくり学校、私たち双海人なので、人を入れてください。

事務局 : 人ですよ、はい、済いません。失礼しました。

事務局 : これが、答申が終わって公表されるにつける名簿ということになります。

議長 : この資料4の冊子のほうは、もう変更はない。内容のとおり。

事務局 : 資料の4のほうは、この後また御説明いたします。

これが、資料の3の答申書になります。

以上が伊予市協働の指針（案）の答申についてとなります。

続いて、伊予市自治基本条例の見直しの答申について御説明いたします。

資料のほうは、先ほど見ていただきました資料の4になります。

まず、答申書及び答申書の概要につきまして御説明申し上げます。

資料の4の1枚物になります。

この答申書の概要につきましては、冒頭において令和元年7月18日、こちら第3回の委員会の開催日に当たりますけれども、本委員会に諮問があり、審議した結果を下記のとおり答申しますという内容になっておりまして、第4回の委員会で審議いただきました社会情勢や本市の運用状況、他の自治体の改正状況など検証した結果、今回は改正の必要がなしとの判断に至ったという内容になっております。

こちらの答申書のほうにつきましては、以上でございます。

続きまして、別冊の検証結果報告書です。冊子になっていると思うんですけども、こちらは報告書形式で作成しておりまして、大きくは最初に前回、第4回委員会で行った検証内容のまとめを3ページにわたって行いまして、こちらも最後に委員名簿をつけて、その後に前回の見直し時の点検資料、委員名簿の次のページからなんですけども、点検資料をつけるというような構成にしております。

最初の報告の部分なんですけども、表紙をあけて1枚目のところですよ。1番、初めにというところなんですけども、こちらのほうで見直しに至った理由、2

の自治基本条例に関する検証、1から2までが先ほどの答申書のところで説明した内容となっております。

続きまして、2の(3)は、自治基本条例及びその運用状況についての附帯意見を記載しております。まず、1の自治基本条例については、平成30年度実施の市民満足度調査結果から、この条例の認知度が非常に低いというようなことがありましたので、市民の皆様への周知を図っていく必要があるというようなことを記載しております。

続いて、自治基本条例の運用状況につきまして、これが次の2のところになるんですけども、3点附帯意見を付しております。

まず1点目は、条例の19条の危機管理の検証を行った際にいただいた意見でございますが、自然災害は繰り返すという歴史的事実から、これまでの取り組みを継続するとともに、本市の災害史から災害の検証、周知を図り、過去の災害から学び、教訓とするような活動を図る必要があることを書いております。

次に2点目ですが、2、住民自治組織の形成のところですが、こちらのほうが住民自治組織の形成が進んでいない状況から、制度の周知と支援の充実を図るようというようなことを書いております。

続きまして3点目ですが、参画と協働の充実について書いております。本市の施策の取り組みはおおむね図られていると検証した際にお伝えしたとおりでございますけれども、こちらについても市民満足度調査では、その重要性が高く認識されている一方、満足度については、市民の皆様の満足度が低いという結果が出ておりましたことから、今後も参画と協働を推進し、市民がまちづくりの主役であると認識できる、より充実した市政運営が図られることの要望を書いております。

そして、報告書の最後になるんですけども、3のまとめのところでございます。

まとめで、先ほど申し上げました総合的な意見をここに書いておりまして、同じくこれにつきましても委員名簿を最後につけて報告書を閉じさせていただいております。

以上が伊予市自治基本条例の見直しの答申となっております。

あとは、点検報告の資料、前回いただいた意見などをここに付け足しております。19条の危機管理、議長さんからいただいた意見です。

委員： 何ページ。

事務局： 13ページです。最後の14ページにまたがってる部分なんですけど、その14ページの頭のところにいただいた意見を書いております。こちらのほうが資料となり

ますので、今後の予定といたしましては、協議いただいた後、本委員会において承認いただきましたら、明後日である12月25日水曜日になるんですけども、委員長さんのほうに市長への答申を行っていただく予定になっております。

以上、議事の2の説明を終わります。

- 議 長 : 事務局からの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。
- 議 長 : はい。
- 委 員 : 25日の市長への答申は、委員長さんだけですか。
- 事務局 : はい。
- 委 員 : もう別に我々委員のほうは、それに関しては……。
- 事務局 : 皆さんでということでは……。
- 委 員 : 特別に何かするという事はないということね。
- 事務局 : 今のところ。
- 委 員 : わかりました。
- 議 長 : この検証結果報告書で、あと直すところはないのかなあ。
- 事務局 : あとのところは、直したというか、ほかにはなかったです。何点か意見、運用状況とかのところでお話はいただいたんですが、この条例に基づいたところ、直したらというか、というようなところではなかったと思います。
- 議 長 : 運用状況とかいろんな問題とかじゃない、意見交換があっただけですね。
- 事務局 : そうですね。
- 議 長 : よろしいでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 : それでは、次に進ませていただきます。
- 最後にになりますが、議事の3その他について、委員、事務局の皆さんから何か協議事項はございませんでしょうか。
- 委 員 : 追加で、今後の委員会は、答申された後、その条例に変更がないということなので、議会には別に何かの報告みたいな形で上がるだけで、条例の変更は議事としては議会には上がらないんですか。
- 事務局 : そうですね。議会まで上がるようなことではないです。
- 委 員 : わかりました、はい。
- 議 長 : いいですか、質問として。
- 事務局 : はい。
- 議 長 : この委員会としては、もう今日で終わりというような形でよろしいんでしょうか。

事務局 : そうですね、これからの御予定を、ちょっとまた説明をさせていただこうかと思えます。

議長 : はい、よろしくお願いします。

事務局 : 今委員長さんのほうから会のことについて御質問がありましたので、ちょっとお答えをさせていただきたいんですけども、今後の御予定について、まず御説明をさせていただけたらと思えます。

今年度の委員会の開催については、今年度は自治基本条例の見直しや協働の指針の作成なんかがありましたんで、3回開催をさせていただきました。これらの答申をいただきましたんで、今年度につきましては、この委員会については終了とさせていただきたいと思えます。次の開催については、次年度を予定しております。予定としては1回、もしくは2回を考えるとところではありますけれども、検討いただく内容については、第2回の会議のときに、委員会としてはちょっと前の委員会のときの会議にはなるんですけども、そのときの議題で事務局のほうから、先ほどの答申にもあったんですけども、少子・高齢化や過疎化で地域コミュニティの高齢化や担い手不足がどうしても問題に今なっとなつて、それを解消するために、例えばそこら辺を強化するために市の職員を地域に張りつけるという、地域担当職員という制度が全国の自治体で取り入れているところもあるんで、伊予市においてちょっと検討をする必要があるのかどうかというのを、第2回のときに御相談させていただいたことがあるんですけども、そのときにこの制度というんが、先ほど言ったように、市の職員をそれぞれの地区に担当職員として張りつけて、地域の活動を協力しながら、地域と市のパイプ役になっていただくという制度であって、これ運用するとかかなり効果が大きな制度ではあるんです。その半面、全国の自治体で実際実施してるところが3割ほどあるんですけども、これ入れてるところは、基本的には業務として職員を張りつけてるところが9割以上になって、どうしても仕事としてやっていただいているところが大半で、そうするとどうしても職員の負担と、あと財政的な負担というのがデメリットとして大きいんで、たちまちじゃあやりましょうというお答えが出せないんで、第2回の会議のときに引き続きこちらのほうで検討してくださいというお答えをいただいております。ちょうど今年末から来年頭にかけて、その検討するチームを職員で募ってワーキングチームをつくるようにしましたので、これから来年度にかけてその地域担当職員というのが伊予市としてやっていけるのかどうかというのを、実際やっていくのは職員の若い方になるんで、若い方の意見とかを反映させながら、その考え方が伊予市としてやっていけるのかどうか、またやるに

しても長く続けられる仕組みができるのかどうか。始めたはいいんですけども、数年でやっぱりだめだったというのでは困りますので、そういう考え方、もしくはそれが導入できないのであれば、今抱えているそういう地域が弱っているのをどういうふうに市としてフォローしていくのかというのも、職員として検討していこうという会合をつくってますので、それについて来年度、ある程度まとまってきたら、またこちらの委員会のほうに報告という形で、また御意見を頂戴したいと思っておりますので、そのあたりで来年度の検討内容としては考えております。

ですから、来年度の委員会としては、ちょっと年度の後ろのほうにずれ込むかもしれないんですけども、その会を開催するときは、また御意見を頂戴できたらと思うっておりますので、御協力をよろしくお願いします。

また、その他特別に検討しなければならない課題がありましたら、その都度御案内をさせていただこうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 : はい。もう一つ質問で、そのときのメンバーというのは、今のメンバーなんですか。それとももう一度招集し直すのでしょうか。

事務局 : 任期は2年で委嘱させていただいておりますので、来年度末までは今の委員さんということです。

議 長 : 同じメンバーですね。了解いたしました。

引き続き、その他で何かございますでしょうか。

委 員 : この場でお話しする話かどうかわからないんですけど、この間議会のお話を聞きに行ったときに、議員の提案からドローンの購入というお話がありました。市のほうでは、いい方向で考えていくというふうにおっしゃってくださったんですが、少子・高齢化っていう面でも、多分あのドローンというのは絶対必要なものだと思うんです。職員にしても地元の人にしても。火事の現場を一見に素早く見つけることができるので、お願いしたいと思うのと、そのドローン进行操作するための資格試験が必要っていうのを聞きまして、できたらそういうのを、私女性消防団員してますので、是非取りたいと思っているので、そういう情報とかいろいろ教えていただけたらと思うんですけど、よろしくお願いします。

議 長 : 事務局よろしくお願いします。

事務局 : 担当課のほうに、またそういった御意見があったというのをお伝えさせていただこうかと思っておりますので。

議 長 : 免許取るのは、近いとこで言うたら大洲自動車教習所が月に1回か2回やっております。免許取れます。でも、結構金額は高いというふうに聞きました。

委員：それは聞きました。車を取るぐらいは要りますよってというのは。
議長：丸1日か2日研修を受けて免許をもらえるみたいで。
委員：助成してもらえればいいなあと思う。
議長：本当はね。でも、ドローンとかがこういう市政に生かせたらいいですよ。
事務局：そうですね。
議長：大事なことですよ。
事務局：ええ。
委員：この間も中山で火事があったんですけど、やっぱり現場を見るには是非あったほうがいいと思うので。
事務局：そうですね。
議長：その他、何かありますか。
委員：ここで質問するのがいいのか、場が違うかわからないんですけど、先ほど事務局から少子・高齢化ということで、職員を張りつけるというお話があったんですけども。私が今住んどるところは大平なんですけど、物すごく少子・高齢化になった上ですね、転入者もおられるんですけども、もちろん松山でおられた高齢者が仕事やめられて転入ということで、なかなか地域になじまれないようですね。地域でも、いろんな役があるんですけど、私今区長をしまして、伊予市の区長会に入ってるんですけど、結構年間250日ぐらい出て行って、その役員もほとんど、大平の役を引き受けとるんですけども、なかなか私の後をやってもらう人がおらないんですよ。

それで、農業が主体なんで、その地域は。農業の人は一生働くわけなんですけど、年金いうて厚生年金をかけてないわけですから。そういうときに一つ私が質問したいのは、公民館の主事とか館長さんは地域の組内に入ってない。よその町から通勤で来られたということで、公民館活動する中に館長とか主事が、地域の活性化のために本当にやってもろうとるんかなあと、不満があるんです。よその地域の方だったり、地元だと組内に入ってないと。市の職員が地域活動するためには、やはり地域住民と交流を図りもってやらないかんの、その組内にも入らない。結局、市役所の職員は、こういう時には一生懸命やりましょうと言うって、実際には動いてないんです。その辺のことを踏まえて、館長がおって主事さん、給料もろうておられる方が、ボランティアとしての活動が一切できてないと。これはおまえら住んどる者がやればええわという考えなんで、そういうところをもう少し襟を正して地域の活動に参加してほしいなど。私はここで初めて言うたんですけども、やはり上部のほうから、その辺の指導、市役所の職員の指導、そういう体制もしっかりしてほしいなど。

以上です。

事務局 : 今の、恐らく全職員ではないと思うんですけども、やはり一部にはこういう地域活動に対して興味のない者もおると思います。今回、こういうふうな指針をつくりましたので、これをもとに職員研修会をしようかというようなことで話しますので、少しずつではあるけれども、意識改革にも取り組んでいきたいと思えます。

議長 : さっきの話で言うと、やっぱり公民館単位ですか。地区の公民館ということですか。

委員 : 常に館長さんは、よその町から来とって、地元伊予市の人じゃない。地元の人を優先してもらったら、館長さんが地元と一緒に、一体となって交流を図ってやってもらえるんじゃないかと。本当に仕事として給料もろうとるから、給料分だけ仕事しようかなという感じなんですね、よそからこれとったら。言うたらいかんのやけども。その辺の人事、再雇用で市のOBで、退職されて再雇用のために公民館の館長さんになられとるんかなあという感じで、年金もらうまでのつなぎの仕事かなあいうぐらいしか私は見えてないんですけど。

議長 : 多分、行政からしたらもっと市民が参加してくれないと維持できないよという考え方と、住民の方からしたらもう少しやってねという、両方の思いなんですよ。

事務局 : 地域も弱っているのと同様、どうしても地域が弱ると行政も、人も減るし仕事量も増えるんで、一緒にやらないかんものが増えて、とても難しいところになるんです。じゃあ地域に入ってやっていくととなると、かなり職員への負担が大きくなるというのが人事サイドとしてもあって、やっぱりやっていきたいと思いますというのはいいいんですが、それと同じぐらい、じゃあ仕事をどのように回していくかというのが両輪としてあるんで、そこら辺から毎回こういう地域担当職員とかお話しは出るんですけども、実際なかなか難しい。実施に向けてというのが、あと一歩というのが実際のところになるんです。

今回、せっかく若い職員の話も聞いて、今後どうしていくかという会を持ちましたんで、できれば今後、地域の方とか、地域の実践者の方なんかの話も聞きながら進めていこうかと思うとりますんで、そのあたりでまた区長さんとか意見とか御協力をお願いせないかんことも多いかと思うんで、そこら辺も踏まえてお願いできたらと思うとります。

委員 : なぜこれを言うたかと言うたら、忙しいのはわかるんですけど、いろいろと協議する中で、それは私の仕事じゃなからうがとか、そういう発言されると。私なんか盆だって、ほとんど休みない。また、いつ電話かかってくるかもわから

ないのに、ほいで館長さんなんか盆の期間中10日ほど連休とって、そういうサービス業のどこの職場でそんなに休んでるところあるんかなと。私ももともと公務員だったんですけど、10日間もそういう連休がとれるような職場はないと思うんですよね、サービス業で。当たり前のように休まれて、間が1日、2日とったら10日間休みがとれるんで、1日、2日は病休とられて、風邪引いたから休むとかと言うて連チャンで連休とって、地元でボランティアしよる人は毎日来とるんです。盆やろうが何やろうが。そういうんが、地域の活性化のための活動というのは、おかしいんやないかなと思うんです。要らんこと言いました。ありがとうございました。

議長： それでは、あとよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長： それでは、本日予定されていました議題は以上です。

委員の皆様におかれましては、貴重な意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

これもちまして第5回伊予市参画協働推進委員会の議事を終了いたします。

それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

事務局： 委員長様、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり御協議いただきありがとうございました。

それでは、本日の第5回伊予市参画協働推進委員会を閉会させていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。お世話になりました。

午前10時54分 閉会